

湯河原町地域包括支援センター委託法人募集要項

1 趣旨

この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46の規定に基づき、高齢者の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の業務を委託するに当たり、受託候補法人の公募及び選定の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 名称

湯河原町地域包括支援センター運營業務委託

(2) 対象地域

名称	地区	高齢者人口（※）
湯河原町地域包括支援センター	町内全域	9,969人

※高齢者人口は、令和8年5月31日現在の人数

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、令和9年3月31日までは準備期間とする。

(4) 業務内容

別添「湯河原町地域包括支援センター運營業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、関係法令の改正等により、委託期間中において業務内容が変更になる場合がある。

3 提案上限額

本業務の提案上限額は、1年度当たり27,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、準備期間に要する費用は、法人（事業者）の負担とする。

4 応募資格

センターの業務を適切、公正かつ中立に運営することができる法人で、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 町内に介護保険サービスを提供する事業所を有する法人であること。
- (2) 設置する土地及び建物について、応募する法人自らが所有している若しくは取得が見込まれる又は賃貸借契約の締結が確実であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による制限を受けていないこと。
- (4) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項に規定する指定介護予防支援事業者の欠格事項に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きがされていないこと。
- (6) 本町により指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税、県税及び湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成 20 年湯河原町条例第 1 号）別表第 1 に規定する町税等の滞納がないこと。
- (8) 法人の役員等が湯河原町暴力団排除条例（平成 23 年湯河原町条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 法人が湯河原町暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

5 応募手続き

(1) 提出書類

- ア 地域包括支援センター委託法人公募申込書（様式第 1 号）
- イ 地域包括支援センター事業実施計画書（様式第 2 号）
 - 【添付書類】
 - (ア) 法人の定款又は寄付行為及び法人登記簿謄本（写し可）
 - (イ) 法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）
 - (ウ) 役員名簿【別紙 1】
 - (エ) 財務状況（財産目録、収支計算書、貸借対照表）※直近 3 箇年分
- ウ 地域包括支援センター事業設置計画書（様式第 3 号）
 - 【添付書類】
 - (ア) 事務所の平面図
 - (イ) 備品台帳【別紙 2】
 - (ウ) 年度別運営収支シミュレーション表（3 箇年分）【任意様式】
- エ 地域包括支援センター職員配置計画書（様式第 4 号）
- オ 地域包括支援センター事業運営計画書（様式第 5 号）
- カ 応募に関する誓約書（様式第 6 号）
- キ 法人税・法人事業税並びに消費税及び地方消費税納税証明書（法人登記している事業者は、「その 3」、「その 3 の 3」）
- ク 湯河原町税完納証明書
 - ※湯河原町税務収納課へ【別紙 3】湯河原町税完納証明申請書を提出し、完納証明を受けた証明書を提出すること。

ケ 使用料等納付状況調査の同意書（様式第7号）

コ 納税等状況調査の同意書（様式第8号）

(2) 体裁

ア 各書類は、既定のものを除き、原則A4サイズに統一すること。

イ 全体の目次をつけること。

ウ 提出書類は、項目ごとにインデックスをつけ、ファイルにとじること。

エ 提出書類に原本の写しを提出する場合には、原本証明をすること。

(3) 提出部数

正本1部、写し9部の合計10部を提出する。

なお、提出書類の準備等に当たっては、事前に介護課と調整すること。

(4) 提出期間

令和8年7月1日（水）から8月31日（月）まで

(5) 提出場所

湯河原町役場第1庁舎 介護課

(6) 提出方法

事前に介護課と日程調整の上、来庁による提出とする。

(7) その他

ア 同一法人（事業者）による複数の応募は認めない。

イ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

ウ 提出書類の作成に要する一切の費用は、法人（事業者）の負担とする。

エ 提出書類は、選定に関する目的以外に使用しない。

また、他の事業者へも提供しない。

6 選定方法

(1) 評価項目

ア 法人に関する事項（法人の運営方針、事業実績等）

イ 設置に関する事項（事務所の設置方法・利便性、準備計画等）

ウ 職員の配置に関する事項（職員の確保方針、教育・研修方法等）

エ 運営に関する事項（各事業運営に関する取り組みや考え方等）

(2) 審査

ア 提出書類の審査は、「湯河原町有料老人ホーム等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行い、前記の評価項目に照らして、書類審査・プレゼンテーション・ヒアリングにより評価の合計点数が一番高い者を受託候補法人として選定する。

ただし、評価点数が同点となる法人が2者以上あるときは、評価項目中の「エ 運営に関する事項」、「ウ 職員の配置に関する事項」、「イ 設置に関する事項」、「ア 法人に関する事項」の順で比較し、点数の差が生じた時点で高い者を選定する。

イ プレゼンテーションの出席者は、各法人3名までとする。

また、時間は20分以内で行い、その後にヒアリングを実施する。

ウ 審査結果の効力は、令和9年3月31日(水)までとし、当該期限までに、現行のセンターとの事務引継ぎや介護予防支援事業所の指定その他必要な手続きが終了しなかった場合は無効とする。この場合、本町はいかなる責任も負わないものとする。

エ 選定委員会の審査は非公開とし、審査及び結果に対する異議等には、一切応じないものとする。

(3) 結果の公表

選定の結果は、湯河原町のホームページで公表する。

(4) その他

応募がなかった場合又はセンターの円滑な事業運営ができると判断する応募がなかった場合等は、受託候補法人の選定はしない。

なお、この場合においては、再度、公募を行うものとする。

7 無効及び失格となる場合

- (1) 募集要項に適合しない場合
- (2) 選定委員会のプレゼンテーション・ヒアリング等に出席しない場合
- (3) 選定委員会の委員全員の合計点数の平均が6割に満たない場合
- (4) 受託候補法人の決定後、法人（事業者）に変更が生じた場合
- (5) 受託候補法人の決定後、センターの設置計画に大幅な変更等が生じた場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載その他不正な行為等があった場合

8 その他留意事項

- (1) 応募に関して必要な一切の費用は、法人（事業者）の負担とする。
- (2) 提出された書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は、原則として認めないものとする。
- (3) 選定委員会において、確認が必要とされた事項に対する追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 提出書類にある個人情報等は、本件以外には使用しないものとする。

- (5) 受託候補法人決定後の事業計画の変更は原則として認めないものとする。
ただし、変更の内容が選定結果に影響しないと認められる場合等は、この限りではない。

9 担当課

湯河原町役場 介護課 高齢者福祉係 (事務担当) 常盤・狩野

〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111 (内線 341) FAX 0465-63-4194

E-mail hokenka@town.yugawara.kanagawa.jp

参考

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

介護保険法

(指定介護予防支援事業者の指定)

第 115 条の 22 (略)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六 申請者が、第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の二 申請者が、第百十五条の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例

別表第1(第2条関係)

- 1 湯河原町税条例(昭和51年湯河原町条例第3号)に規定する町税及び延滞金
- 2 湯河原町宿泊税条例(令和7年湯河原町条例第16号)に規定する宿泊税及び延滞金
- 3 湯河原町国民健康保険条例(昭和34年湯河原町条例第3号)に規定する保険料及び延滞金
- 4 湯河原町介護保険条例(平成12年湯河原町条例第10号)に規定する保険料及び延滞金
- 5 湯河原町後期高齢者医療に関する条例(平成20年湯河原町条例第2号)に規定する保険料及び延滞金
- 6 湯河原町諸収入金に対する督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成23年湯河原町条例第1号)に規定する延滞金
- 7 湯河原町立福浦幼稚園保育料徴収条例(平成27年湯河原町条例第12号)に規定する保育料
- 8 湯河原町保育所条例(昭和35年湯河原町条例第14号)に規定する保育料
- 9 湯河原町営住宅条例(平成9年湯河原町条例第30号)に規定する家賃
- 10 湯河原町下水道条例(昭和59年湯河原町条例第13号)に規定する使用料
- 11 湯河原町水道事業給水条例(平成10年湯河原町条例第11号)に規定する水道料金
- 12 湯河原町温泉事業条例(昭和36年湯河原町条例第13号)に規定する温泉使用料金

湯河原町暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は町民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。))のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。